

## 山口市地域資源付加価値化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農山村エリアの地域資源の付加価値化とその利活用に取り組む事業を支援し、地域の活性化を図ることを目的として行う山口市地域資源付加価値化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農山村エリア 仁保、小鯖、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東の各地域をいう。
- (2) 地域資源 市内で生産される農林水産物や地域の自然、歴史、伝統文化等の地域の強みとなり得る資源をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内の農山村エリアの地域資源の付加価値化とその利活用を通じて当該地域の活性化に資する活動を行う、市内を活動の拠点とする個人、グループ、団体及び事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等である者
- (2) 市税について滞納がある者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に掲げる事業とする。

2 前項に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 政治活動及び宗教活動を目的とする事業
- (2) 反社会的勢力に寄与する事業
- (3) 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業
- (4) 山口市及びそれに準ずる団体から他の補助金等の交付を受けた事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第2に掲げるものとする。

(補助金の額及び補助率)

第6条 補助金の額は予算の範囲内とし、1補助事業者当たり30万円を上限（以下「補助上限額」という。）とする。

2 前項の場合において、代表者又は構成員の半数以上が同一であり、設置目的や活動内容が同様であると認められるグループ、団体及び事業者は、同一の補助対象者として同

項の規定を適用する。

- 3 補助率は、補助対象経費の3分の2以内とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業を開始する前に山口市地域資源付加価値化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、山口市地域資源付加価値化支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)に必要な応じて条件を付し、その旨を申請者に通知する。

(事業の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、山口市地域資源付加価値化支援事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に変更を生じない場合においても、補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 補助対象経費の増額又は10分の2を超える減額をしようとするとき。

(3) 補助事業を遅延又は中止しようとするとき。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、補助金の交付を決定し、山口市地域資源付加価値化支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により必要な応じて条件を付し、補助事業者に通知する。

(指導等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し指導をするほか、帳簿その他の関係書類を調査し、又は関係者に質問することができる。

(事業の実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して、30日を経過した日、又は補助事業実施年度の3月15日のいずれか早い日までに、山口市地域資源付加価値化支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。また、関係書類を補助金の交付決定のあった年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、山口市地域資源付加価値化支援事業補助金額確定通知書(様式第6号)により、その旨を補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、山口市地域資源付加価値化支援事業補助金精算(概算)払請求書(様式第7号。以下「請求書」という。)により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、交付決定金額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

3 補助事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途へ使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(財産の処分の承認)

第16条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）。

2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	補助対象事業	補助要件
<p>新商品・新サービス開発事業</p>	<p>農山村エリアの地域資源を活用した、新商品・新サービスの開発等に係る調査・研究・試作、プロモーション事業</p>	<p>次の要件を満たすこと。                      (1)事業に係る主たる業務を第三者に委託する事業でないこと。                      (2)前年度及び実施年度に本補助金の交付を受けていないこと。</p>
<p>交流人口・関係人口創出事業</p>	<p>農山村エリアの地域資源を活用した、交流人口や関係人口の創出・拡大につながる新たな事業（既存の事業であって、これに相当する新たな取組を行うものを含む。）</p>	<p>次の要件を満たすこと。                      (1)営利を目的とする事業でないこと。                      (2)特定の団体の構成員のみを対象とした事業でないこと。                      (3)地域住民や地域事業者と連携しながら地域の活性化を図る事業であること。</p>

別表第2(第5条関係)

費目	内容	対象経費	
		新商品・新サービス開発事業	交流人口・関係人口創出事業
報償費	講師等(団体内部の者は除く)への謝礼	○	○
旅費	講師等の旅費及び市内宿泊費	○	○
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費	○	○
役務費	通信運搬費、広告料、手数料(行政機関に対して支出した「手数料」等の経費や金融機関への「振込手数料」は除く)、保険料	○	○
委託料	事業に必要な作業、業務等委託料	○	○
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具賃借料、講師等の有料道路通行料等	○	○
備品購入費	事業の実施に必要な備品(補助事業者で管理できる物)の購入費	○	—
負担金	研修参加費、その他これに類する経費	○	—

消費税及び地方消費税として支出する費用を含まないものとする。

交流人口・関係人口創出事業に係る経費については、飲食に係る経費や参加者が消費する経費(交通費、宿泊費等)、記念品代及び土産代を含まないものとする。